

平成22年度火力発電所の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署

1. 立入検査の目的

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署管内（以下、管内という。）の火力発電所に対して、電気事業法第107条第2項又は第3項の規定に基づき、以下の項目等について、保安の実態を把握するとともに事故の未然防止等の目的として毎年立入検査を実施しています。

- ①事業用電気工作物の電気事業法（以下、「法」という。）第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準への適合状況
- ②法第42条第1項に規定する保安規程の遵守状況等
- ③法第43条第1項及び第2項に規定する主任技術者の選任状況並びに事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務状況
- ④公害関係適合状況

2. 立入検査の対象設備

管内の火力発電所（平成20年度末までに運転を開始したもの）を対象に実施した。

		立入検査実施 発電所数
事業用		1
自家用	汽力	4※
	ガスタービン	1
	内燃力	4※
計		10(9)

※1発電所で重複計上、括弧内の数字は箇所数

3. 立入検査の内容

(1) 手続きの状況

(2) 保安規程の遵守状況

- ①保安管理体制
- ②保安教育
- ③電気工作物の巡視、点検及び検査
- ④電気工作物の運転、操作
- ⑤事故及び異常時の措置
- ⑥記録

(3) 事故の発生状況

(4) 事故分析と事故防止対策の状況

(5) 公害防止の状況

- ① 排出基準の適合状況（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）
- ② 測定の数値適合状況
- ③ 記録整理及び保管状況
- ④ 騒音・振動規制基準等の適合状況

(6) 発電設備の技術基準の適合状況

4. 立入検査の結果

項目		不備（指摘）事項	件数
1. 手続きの状況		・ 常用発電所は、長期間使用されておらず、廃止を行うのであれば廃止の手続きを行うこと。	1
2. 保安規程の遵守状況	① 保安管理体制		0
	② 保安教育		0
	③ 電気工作物の巡視、点検及び検査		0
	④ 電気工作物の運転、操作		0
	⑤ 事故及び異常時の措置		0
	⑥ 記録		0
3. 公害防止の状況 (排出基準適合性、JIS適合性、記録整理・保管、騒音・振動基準等適合性)		・ 連続分析計用の標準ガスの管理が明確でない。	1
4. 技術基準の適合状況			0

不備（指摘）事項は、全て改善した旨報告を受けている。

5. まとめ

- ・立入検査の結果、当該電気工作物について、技術基準に抵触するような事例は認められなかったが、手続きの状況において指摘が見受けられた。
- ・具体的には、常用発電所が、実態的に廃止状態にあるにもかかわらず、廃止の手続きが行われていなかったものである。近年、燃料高騰や環境対策を目的とした内燃機関を中心とする発電所の休止や廃止の事例が多く見受けられますが、内容によれば保安規程の変更はじめ手続きが必要な場合がありますので十分注意をお願いします。
- ・また、公害防止の状況において、ばい煙の測定に関する管理上の不備が見受けられた。
- ・最後に、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者におかれましては、今一度、未然の事故防止の観点から、保安規程・社内手順書等の内容の再確認、見直しを行って下さい。更に、万が一に発生する事故に備え、定期的な教育・訓練を計画・実施する事をお願いします。